

公布された条例のあらまし

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 24 号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の別表第 1 ～ 別表第 4 関係）

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 7 条の 3 関係）

イ 宿日直手当について、支給額の限度額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 16 条の 2 関係）

ウ 期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 130（特定幹部職員にあっては、100 分の 110）に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 130（特定幹部職員にあっては、100 分の 110）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条関係）

エ 勤勉手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 95（特定幹部職員にあっては、100 分の 115）に引き上げること等とした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

オ 勤勉手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 92.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 112.5）に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 92.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 112.5）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 170 に引き上げることとした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 8 条関係）

(2) 期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 167.5 に引き下げることとした。（条例第 4 条の規定による改正後の第 8 条関係）

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

第 2 号任期付研究員に適用する給料表の 1 号給の給料月額を改定することとした。（条例第 5 条の規定による改正後の第 5 条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 期末手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 170 に引き上げることとした。（条例第 5 条の規定による改正後の第 6 条関係）

イ 期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 167.5 に引き下げることとした。（条例第 6 条の規定による改正後の第 6 条関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (2)ウ及びオ、2 (2)並びに 3 (2)イは平成 31 年 4 月 1 日から施行し、1 (1)並びに (2)ア及びイ並びに 3 (1)は平成 30 年 4 月 1 日から、1 (2)エ、2 (1)及び 3 (2)アは平成 30 年 12 月 1 日から適用することとした。

佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 25 号）

1 給料表の改定

常勤の特別職の職員のうち知事及び副知事の給料月額を引き上げることとした。（条例第 2 条の規定による改正後の別表第 1 関係）

2 期末手当の改定

(1) 12 月期の支給割合を 100 分の 177.5 に引き上げることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 3 条関係）

(2) 6 月期の支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 167.5 に引き下げることとした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 3 条関係）

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 及び 2 (2) は平成 31 年 4 月 1 日から施行し、2 (1) は平成 30 年 12 月 1 日から適用することとした。

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）

1 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の別表第 1 ～ 別表第 4 関係）

2 諸手当の改定

(1) 宿日直手当について、支給額の限度額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 18 条関係）

(2) 期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 130（特定幹部職員にあっては、100 分の 110）に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 130（特定幹部職員にあっては、100 分の 110）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 20 条関係）

(3) 勤勉手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 95（特定幹部職員にあっては、100 分の 115）に引き上げること等とした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 21 条関係）

(4) 勤勉手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 92.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 112.5）に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 92.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 112.5）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 21 条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 (2) 及び (4) は平成 31 年 4 月 1 日から施行し、1 及び 2 (1) は平成 30 年 4 月 1 日から、2 (3) は平成 30 年 12 月 1 日から適用することとした。

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

1 議員報酬の改定

佐賀県議会議員の報酬月額を引き上げることとした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 3 条関係）

2 期末手当の改定

(1) 12 月期の支給割合を 100 分の 177.5 に引き上げることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 3 条関係）

(2) 6 月期の支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 167.5 に引き下げることとした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 3 条関係）

による改正後の第3条関係)

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2(2)は平成31年4月1日から、1は平成31年4月30日から施行し、2(1)は平成30年12月1日から適用することとした。